

合併公告

平成 25 年 12 月 5 日

債権者および株主各位

大阪市中央区高麗橋一丁目 5 番 9 号
内藤証券株式会社
代表取締役 内藤誠二郎

当社は、効力発生日を平成 26 年 3 月 1 日として、当社を存続会社、かざか証券株式会社（東京都中央区日本橋兜町 13-2）を消滅会社とする吸収合併を行い、かざか証券株式会社の権利義務全部を承継することに致しましたので、下記の通り公告致します。

当社は、会社法 796 条 3 項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を行います。

また、当社はかざか証券株式会社の全株式を所有しておりますので、この合併による当社の新株式の発行および資本金の増額はいたしません。

記

1. この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 ヶ月以内にお申し出下さい。
2. ①会社法 796 条 4 項の規定に基づき、この合併に反対の株主は、本公告掲載の日から 2 週間以内に、書面によりその旨をお申し出ください。
②会社法 797 条 1 項の規定に基づき、株式買取請求権を行使される株主は、効力発生日の 20 日前の日から効力発生日の前日までの間に、書面によりその旨および株式買取請求に係る株式の数をお申し出下さい。
3. 最終貸借対照表の開示状況は次の通りです。

(当社)

掲載紙	官報
掲載日付	平成 25 年 6 月 26 日
掲載頁	166 頁（号外第 136 号）

(かざか証券株式会社)

http://sec.kazaka.jp/pdf/disclosure/bs-pl_71th.pdf に掲載。

以上